

大阪・関西万博催事出展事業業務委託 仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う大阪・関西万博自治体参加催事出展業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その業務内容等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名称

大阪・関西万博催事出展業務

2 業務の目的

令和6年3月の北陸新幹線敦賀延伸により関西圏から長野県への交通アクセスが向上された中、2,820万人余りの来場者が見込まれる2025年大阪・関西万博（以下、「万博」という。）は、本県の観光コンテンツや県産品等を関西圏に売り込む大きな機会である。そのため、万博会場内で行われる自治体参加催事に出席することにより県の魅力を存分にPRし、関西圏の長野ファン獲得とともに、将来の関西圏からの観光客の増加やそれに伴う地域活性化を図る。

3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

- （1）財務規則（昭和42年長野県規則第2号）及び諸規則
- （2）委託契約書
- （3）その他関連法令及び通達

4 契約期間

契約を締結した日から令和7年10月31日（金）までの間とする。

5 大阪・関西万博及び本県出展概要

（1）大阪・関西万博開催概要

開催期間：令和7年（2025年）4月13日（日）～10月13日（月）

会 場：夢洲（大阪市此花区）

テ ー マ：いのち輝く未来社会のデザイン

（2）長野県出展概要

出展期間：令和7年（2025年）8月27日（水）～30日（土）

（※26日は搬入・設営、31日は搬出・撤去を予定）

出展会場：EXPO メッセ「WASSE」（2,000 m²の1/6区画（約200 m²））

テ ー マ：Go Nature. Go Nagano. ～五感で感じる信州まるごと体験～

出展内容：長野県が有する雄大な自然環境等の長野県の強みを来場者にPRし、真夏の万博会場にいながら長野県の清涼感を体験できるような内容。

6 業務内容

「長野県自治体参加催事基本計画」及び公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が発行している「EXPO メッセ『WASSE』利用ガイド第3版」（※1）をふまえ、以下の業務を実施すること。

（※1）「長野県自治体参加催事基本計画」及び「EXPO メッセ『WASSE』利用ガイド第3版」は本業務の受託者に対し、県から提供する。

（1）各種詳細計画・マニュアル等の作成に関すること

ア 運営マニュアル、進行台本、警備・清掃、映像音響照明設備、演出構成、危機管理対応マニュアル、人員配置計画、研修等に関する資料の作成

イ 出展までの事前準備スケジュール、搬入出等の詳細スケジュール作成

（2）出展までの事前準備に関すること

ア 運営に必要な資材や設備・物品等の調達及び装飾や展示物の手配

イ 展示コンテンツ制作

ウ 運営要員の確保・研修・教育

エ 宿泊施設の確保（※2）

オ 運営経費の算出（人件費、警備費、清掃費、光熱水費、備品・消耗品費、旅費・宿泊費、施設使用料 等）

（※2）県職員分は確保のみで支払いは県負担とする。

（3）設営・運営・撤去に関すること

ア 設営（県と協議の上、英語表記やユニバーサルデザイン等への対応を行うこと）

・展示内装制作、必要な装飾等

・資機材の設置

・その他、基本計画にある展示内容の実施に必要な工事や資機材の設置、造作物制作

イ 運営（県と協議の上、外国語対応やユニバーサルデザイン等への対応を行うこと）

・全体管理、展示関係全般に対する保守管理、セレモニー等のイベントの企画運営

・催事期間中の清掃、ゴミ処理等を行うこと

・催事の円滑な運営管理及び来場者の安全確保を適切に行うとともに、運営上のトラブルが生じた場合に対応できるようにすること。また外国籍来場者にも対応できるスタッフを配置すること

・その他、基本計画にある展示内容の実施

ウ 撤去

・展示関係撤去

・県と協議の上、二次利用するものは県が指定する場所に搬入すること

エ 上記ア～ウの事業の実施にあたり、本県催事及びその他同会場における催事等の実施に支障が生じないよう、必要な調整や協議等を行うこと

（4）博覧会協会や関係者への支払いに関すること

ア 博覧会協会が加入を義務づける財産（火災）保険、動産総合保険に加入すること。

その他、必要な保険に加入すること（委託料に含む）

- イ 博覧会協会が求める施設利用料等の出展に関する一切の経費を県に代わって支払うこと（委託料に含む）
 - ウ 県と協議の上、県が調達した資材や設備、物品に関する支払いや関係団体等に対する交通費や謝金支払いを行うこと（委託料に含む）
 - エ 県が指定する関係者や県職員等について、県と協議の上、現地までの交通手段の手配を行うこと。なお、県職員の旅費（移動費・宿泊費）は、委託料には含まない
- （５）事業全般に関すること
- ア 同時開催自治体展示事業者及び催事会場運営事業者との調整を行うこと
 - イ 催事の実施に必要な申請・届出等の手続きについては、関係官公庁や博覧会協会等に確認した上で受託者が代行すること。ただし、県名義での申請・届出等が必要な場合は、適宜、県に相談すること
 - ウ 博覧会協会等が求める提出書類の作成を行うこと
 - エ その他、必要な関係団体等と十分な調整を行うこと
- （６）その他
- ア 催事期間中に会場の様子や運営状況を写真撮影すること
 - イ 来場者数のカウント、アンケート調査等により、来場者数や属性、長野県への来訪意欲等を把握すること
 - ウ 出展記録、来場者・参加者数の集計、事故・トラブル及び苦情処理等の記録、その他必要事項の記録を報告書にまとめて提出すること。詳細な手法等については県と協議の上決定することとする
 - エ 県が実施する広報活動や、報道機関の取材には必要な協力を行うこと

7 運営体制

- （１）県と綿密な連携を図りながら、本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- （２）本業務の実施にあたっては、事業内容を総合的に判断でき、かつ作業進行を適切に行うことができる責任者を置くこと。

8 県への実施報告

受託者は、委託者からの求めに応じ遅滞なく実施状況を報告すること。また、県や関係者と協議を行ったときには打合せ記録を作成し、県に提出すること。

9 成果品の提出

- （１）成果品
 - ア 業務の実施結果がわかる報告書（出展の模様・来場実績など）
 - イ 運営に用いた各種マニュアルを含む運営業務関連書類
- （２）提出方法 電子ファイル
- （３）提出期限 委託業務完了後 10 日以内又は令和 7 年 10 月 31 日のいずれか早い日

10 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

11 著作権等の取扱い

本業務により新たに生じた著作権等は県に帰属することとし、県は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。

12 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

13 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、業務を実施すること。